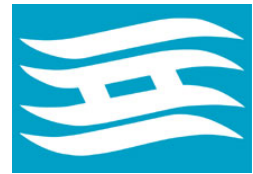


# 兵庫県公報

平成30年3月30日 金曜日 第15号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第33号）

- 1 地方税法等の一部改正により、次に掲げる土地の取得に係る不動産取得税の減額措置が設けられること等に伴い、所要の整備を行うこととした。
  - (1) 耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行い自己の居住の用に供した場合における当該耐震基準不適合既存住宅の敷地の取得
  - (2) 宅地建物取引業者が敷地とともに取得した改修工事対象住宅に住宅性能向上改修工事を行った後に当該敷地を個人に譲渡し、当該個人が当該改修工事対象住宅をその者の居住の用に供した場合における当該宅地建物取引業者による敷地の取得
- 2 課税地を管轄する県民局長又は県民センター長が行う法人の事業税の賦課徴収に関する事務の効率化を図るため、他の県民局長又は県民センター長に嘱託して行わせることができる調査の範囲を、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（以下「外形標準課税対象法人」という。）の事業税の賦課徴収に関する調査（2以上の都道府県に事務所又は事業所を有して事業を行う外形標準課税対象法人の事業税に係る課税標準額の分割基準に関する調査を含む。）に拡大することとした。

## 規 則

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第33号

#### 兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第71条の2、第71条の23、第71条の44、第71条の64、第72条の74、第72条の97、第73条の42、第74条の31、第98条、第140条、第144条の55、第175条、第206条及び第746条第2項」を「第1章第16節第1款」に改め、同条第2項を削る。

第6条の2第1項第1号を次のように改める。

(1) 条例第33条第1項第1号アに掲げる法人の事業税の賦課徴収に関する調査

第20条の表書類の種類欄中「第56条第5項」を「第56条第6項」に改め、「附則第17条の2第2項」の右に「若しくは第17条の3第2項」を、「附則第17条の2第4項」の右に「若しくは第17条の3第4項」を加え、「第46条第9項」を「第46条第10項」に改め、「附則第17条の2第8項」の右に「若しくは第17条の3第8項」を加える。

第29条第6号中「国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（昭和29年法律第61号。とん税法（昭和32年法律第37号）」を「国税通則法（昭和37年法律第66号）第157条第1項、関税法（昭和29年法律第61号）第138条第1項（とん税法（昭和32年法律第37号）第14条）」に、「において準用する場合を含む。）の」を「第12条において準用する場合を含む。）若しくは法第22条の28第1項の」に改め、「（料料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削る。

第30条中「に掲げる」を「の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第3号及び第4号中「こと」を「場合」に、「除く。）」を「除く。）」に改め、同条第5号中「、答弁をしないこと」を「、答弁をせず、」に、「したことを「した場合」に、「せず」を「せず、」に、「除く。）」を「除く。）」に改め、同条第10号中「その報告を」を削り、同条第11号中「第144条の54の規定により準用される国税犯則取締法」を「第22条の28第1項」に改める。

第32条の2第5号中「せず」を「せず、」に改め、同条第11号中「第2章第8節」を「第2章第7節の2」に、「第144条の54の規定により準用される国税犯則取締法」を「第22条の28第1項」に改め、同条第13号中「しない」を「しなかった」に改める。

附則第9項（見出しを含む。）中「附則第21条の2の4第13項」を「附則第21条の2の4第14項」に改め、同項第1号ウ中「第80条第1号イ」を「第147条第1号イ」に改め、同項第3号中「第12項」を「第13項」に、「附則第12条の2の4第9項第2号及び第3号、第10項各号並びに第11項第3号及び第4号」を「附則第12条の2の4第9項第3号及び第4号、第10項、第11項並びに第12項第3号及び第4号」に改め、「掲げる自動車」の右に「並びに同条第13項に規定するトラック」を加える。

様式第36号1ページの部中「第56条第5項」を「第56条第6項」に改め、「附則第17条の2第2項」の右に「若しくは第17条の3第2項」を加え、

「2—(2) 自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等用の土地の取得」  
を

「2—(2) 自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等用の土地の取得

2—(3) 耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅用の土地の取得」

に、

「4 宅地建物取引業者において住宅性能向上改修住宅として自己の居住の用に供する個人に譲渡した改修工事対象住宅の取得」

を

「4 宅地建物取引業者において住宅性能向上改修住宅として自己の居住の用に供する個人に譲渡した改修工事対象住宅の取得

5 宅地建物取引業者において住宅性能向上改修住宅として自己の居住の用に供する個人に譲渡した改修工事対象住宅用の土地の取得」

に改め、同様式2ページの部2中

「  
条例第56条 第1項（特例適用住宅用土地）の不動産取得税の減額  
第2項（自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等用の土地）  
の規定が適用されるべきことを申告します。」

を

「  
第1項（特例適用住宅用土地）  
条例第56条第2項（自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等用の土地）の  
第3項（耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅用の土地）  
不動産取得税の減額の規定が適用されるべきことを申告します。」

に、「第56条第5項」を「第56条第6項」に、「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「耐震基準適合既存住宅用土地の取得」を「耐震基準適合既存住宅用の土地の取得」に、「耐震基準適合既存住宅用土地について」を「耐震基準適合既存住宅について」に、「提出した者」を「提出した場合」に改め、同部2に次のように加える。

(3) 耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅用の土地の取得の場合

耐震基準不適合既存住宅	家屋番号	種類	構造	床面積 平方メートル 1階..... 1階以外..... 計.....
	登記番号 第 号 登記 年 月 日 取得 年 月 日	取得の原因 売 買 贈 与 交 換 寄 附 その他 ( )		建物の所有の形態 区 分 所 有 非 区 分 所 有
土地の取得				年 月 日
耐震基準不適合既存住宅の耐震改修着工				年 月 日
耐震基準不適合既存住宅の耐震改修完了				年 月 日
土地を取得した者が、当該土地を取得した日前1年以内に当該土地に隣接する土地を取得した際、条例第56条第6項の耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅用の土地の減額申告をしていたことの有無				有 無 ( 有の場合 土地の課税番号 年度第 号 )
耐震基準不適合既存住宅を取得し、耐震改修を行った者の居住の有無				有 無
添付書類				
1 当該住宅につき耐震改修を行ったことを証明するに足りる書類（耐震改修工事請負契約書、建築基準法の規定による確認済証及び検査済証の写し等）				
2 当該住宅の耐震基準適合証明書				
3 当該住宅を取得した者の自己の居住の用に供することを証明するに足りる書類				
4 当該住宅の登記事項証明書等				
5 当該住宅の譲渡契約書の写し等				

様式第36号3ページの部3中「第59条の2第2項」を「第59条の2第1項」に、「取得した者の取得後」を「取得し、耐震改修を行った者」に改め、同部4中「譲渡した改修工事対象住宅の取得」を「譲渡した改修工事対象住宅の減額の申告」に、「附則第17条の2第2項」を「附則第17条の2第1項」に、「改修工事着工」を「住宅性能向上改修工事着工」に、「改修工事完了」を「住宅性能向上改修工事完了」に、「改修工事」を「住宅性能向上改修工事」に、「改修工事に」を「住宅性能向上改修工事に」に、「改修工事請負契約書」を「住宅性能向上改修工事請負契約書」に、「5 住宅性能向上改修住宅」を「5 当該住宅性能向上改修住宅」に改め、「(日本工業規格 A列4番)」を削り、同部に次のように加える。

5 宅地建物取引業者において住宅性能向上改修住宅として自己の居住の用に供する個人に譲渡した改修工事対象住宅用の土地の減額の申告

条例附則第17条の3第1項（宅地建物取引業者において住宅性能向上改修住宅として自己の居住の用に供する個人に譲渡した改修工事対象住宅用の土地）の不動産取得税の減額の規定が適用されるべきことを申告します。

改修工事対象住宅	家屋番号	種 類	構 造	床面積 平方メートル 1階..... 1階以外..... 計.....
	登記 第 号 番号 登記 年 月 日 取得 年 月 日	取得の原因 売 買 贈 与 交 換 寄 附 その他 ( )		建物の所有の形態 区 分 所 有 非 区 分 所 有
土地の取得				年 月 日
改修工事対象住宅の住宅性能向上改修工事着工				年 月 日
改修工事対象住宅の住宅性能向上改修工事完了				年 月 日
住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地の譲渡				年 月 日
住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を譲り受けた個人の譲受け後の住宅性能向上改修住宅への居住の有無				有 無
添付書類				
1 当該改修工事対象住宅につき住宅性能向上改修工事を行ったこと及び当該住宅性能向上改修工事に要した費用の額を証明するに足りる書類（住宅性能向上改修工事請負契約書（費用の明細が記載された書類を含む。）及び領収証書の写し等）				
2 当該住宅性能向上改修住宅の床面積及び新築された年月日を証明するに足りる書類（登記事項証明書等）				
3 当該住宅性能向上改修住宅の耐震基準適合証明書（当該住宅性能向上改修住宅が昭和57年1月1日前に新築されたものである場合に限り。）				
4 当該住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に譲渡したこと及び当該譲渡の対価の額を証明するに足りる書類（譲渡契約書の写し等）				
5 当該住宅性能向上改修住宅を個人が自己の居住の用に供することを証明するに足りる書類（当該個人が当該住宅性能向上改修住宅につき登録免許税の軽減措置を受けるために交付を受けた住宅用家屋証明書の写し等）				

（日本工業規格A列4番）

様式第36号4ページの部中「改修工事」を「住宅性能向上改修工事」に、「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、

- 「 2 土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅を取得する予定である場合
- 3 耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき証明を受け、かつ、当該住宅を自己の居住の用に供する予定である場合
- 4 不動産を取得した日から1年以内に取得した不動産以外の不動産を公共事業の用に供するため収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けて移転する予定である場合
- 5 譲渡担保財産の設定の日から2年以内にその譲渡担保財産である不動産を設定者に移転する予定である場合

- 6 宅地建物取引業者において、改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について改修工事を行い、当該改修工事を行った住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供する予定である場合
- を
- 「 2 土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を取得する予定である場合
- 3 土地を取得した日から1年以内又は同日前1年の期間内にその土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき証明を受け、かつ、当該住宅を自己の居住の用に供する予定である場合
- 4 耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき証明を受け、かつ、当該住宅を自己の居住の用に供する予定である場合
- 5 不動産を取得した日から1年以内に取得した不動産以外の不動産を公共事業の用に供するため収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けて移転する予定である場合
- 6 譲渡担保財産の設定の日から2年以内にその譲渡担保財産である不動産を設定者に移転する予定である場合
- 7 宅地建物取引業者において、改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行い、当該住宅性能向上改修工事を行った住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供する予定である場合
- 8 宅地建物取引業者において、改修工事対象住宅用の土地（当該土地の上にある改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。）を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行い、当該住宅性能向上改修工事を行った住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供する予定である場合

に改める。

様式第41号1ページの部中

- 「 3 耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅の取得
- 4 被収用不動産等の代替不動産の取得
- 5 譲渡担保財産の取得
- 6 再開発会社の不動産の取得
- 7 農地利用集積円滑化団体等の農地の取得
- 8 土地改良区の換地の取得
- 9 宅地建物取引業者において住宅性能向上改修住宅として自己の居住の用に供する個人に譲渡する改修工事対象住宅の取得
- を
- 「 3 耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅用の土地の取得
- 4 耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅の取得
- 5 被収用不動産等の代替不動産の取得
- 6 譲渡担保財産の取得
- 7 再開発会社の不動産の取得
- 8 農地利用集積円滑化団体等の農地の取得
- 9 土地改良区の換地の取得
- 10 宅地建物取引業者において住宅性能向上改修住宅として自己の居住の用に供する個人に譲渡する改修工事対象住宅の取得
- 11 宅地建物取引業者において住宅性能向上改修住宅として自己の居住の用に供する個人に譲渡する改修工事対象住宅用の土地の取得

に、「9まで」を「11まで」に、「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同様式2ページの部3中「取得した者の取得後」を「取得し、耐震改修を行う者」に、「住宅が」を「住宅の床面積及び」に改め、同部3を同部4とし、同部2の次に次のように加える。

### 3 耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅用の土地の取得

土地の取得		年	月	日
耐震基準不適合既存住宅の取得		年	月	日
耐震基準不適合既存住宅の概要	種類	構造	床面積	平方メートル
耐震基準不適合既存住宅の耐震改修着工予定		年	月	日
耐震基準不適合既存住宅の耐震改修完了予定		年	月	日
耐震基準不適合既存住宅の新築された年月日		年	月	日
耐震基準不適合既存住宅を取得し、耐震改修を行う者の居住の有無			有	無
添付書類				
1 土地を取得した日から1年以内又は土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該住宅につき耐震改修を行うこと及び当該住宅の取得の日から6月以内に当該耐震改修が完了することを証明するに足りる書類（耐震改修工事請負契約書、建築基準法の規定による確認済証の写し等）				
2 当該住宅の床面積及び新築された年月日を証明するに足りる書類（登記事項証明書等）				

様式第41号3ページの部5を同部6とし、同部4を同部5とし、同様式4ページの部9中「改修工事着工予定」を「住宅性能向上改修工事着工予定」に、「改修工事完了予定」を「住宅性能向上改修工事完了予定」に、「改修工事」を「住宅性能向上改修工事」に、「改修工事に」を「住宅性能向上改修工事に」に、「改修工事が」を「住宅性能向上改修工事が」に、「改修工事請負契約書」を「住宅性能向上改修工事請負契約書」に、「改修工事対象住宅が」を「改修工事対象住宅の床面積及び」に改め、同部9を同部10とし、同部6から同部8までを同部7から同部9までとし、同部に次のように加える。

### 11 宅地建物取引業者において住宅性能向上改修住宅として自己の居住の用に供する個人に譲渡する改修工事対象住宅用の土地の取得

土地の取得		年	月	日
改修工事対象住宅の取得		年	月	日
改修工事対象住宅の概要	種類	構造	床面積	平方メートル
改修工事対象住宅の住宅性能向上改修工事着工予定		年	月	日
改修工事対象住宅の住宅性能向上改修工事完了予定		年	月	日
住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地の譲渡予定		年	月	日

住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を譲り受ける個人の譲受け後の住宅性能向上改修住宅への居住の有無	有 無
<p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該改修工事対象住宅につき住宅性能向上改修工事を行うこと及び当該住宅性能向上改修工事に要する費用の額並びに当該改修工事対象住宅の取得の日から2年以内に当該住宅性能向上改修工事が完了することを証明するに足る書類（住宅性能向上改修工事請負契約書（費用の明細が記載された書類を含む。）等）</li> <li>2 当該改修工事対象住宅の床面積及び新築された年月日を証明するに足る書類（登記事項証明書等）</li> </ol>	

様式第42号1ページの部中

- 「3 耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅の取得  
4 主体構造部と附帯設備の区分  
5 被収用不動産等の代替不動産の取得  
6 譲渡担保財産の取得  
7 再開発会社の不動産の取得  
8 農地利用集積円滑化団体等の農地の取得  
9 土地改良区の換地の取得  
10 宅地建物取引業者において住宅性能向上改修住宅として自己の居住の用に供する個人に譲渡した改修工事対象住宅の取得

を

- 「3 耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅用の土地の取得  
4 耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅の取得  
5 主体構造部と附帯設備の区分  
6 被収用不動産等の代替不動産の取得  
7 譲渡担保財産の取得  
8 再開発会社の不動産の取得  
9 農地利用集積円滑化団体等の農地の取得  
10 土地改良区の換地の取得  
11 宅地建物取引業者において住宅性能向上改修住宅として自己の居住の用に供する個人に譲渡した改修工事対象住宅の取得  
12 宅地建物取引業者において住宅性能向上改修住宅として自己の居住の用に供する個人に譲渡した改修工事対象住宅用の土地の取得

に改め、同様式2ページの部中「10まで」を「12まで」に、「第56条第5項」を「第56条第6項」に、「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「特例適用住宅用の土地の減額申告」を「特例適用住宅用土地の減額の申告」に改め、同様式3ページの部2中「第56条第5項」を「第56条第6項」に、「耐震基準適合既存住宅用土地」を「耐震基準適合既存住宅用の土地」に、「提出した者」を「提出した場合」に改め、同部3中「取得した者の取得後」を「取得し、耐震改修を行った者」に改め、同部3を同部4とし、同部2の次に次のように加える。

- 3 耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅用の土地の取得

耐震基準不適合既存住宅	家屋番号	種類	構造	床面積 平方メートル 1階..... 1階以外..... 計.....
	登記番号 第 号 登記 年 月 日 取得 年 月 日	取得の原因 売 買 贈 与 交 換 寄 附 その他 ( )		建物の所有の形態 区分所有 非区分所有
土地の取得			年 月 日	
耐震基準不適合既存住宅の取得			年 月 日	
耐震基準不適合既存住宅の耐震改修着工			年 月 日	
耐震基準不適合既存住宅の耐震改修完了			年 月 日	
土地を取得した者が、当該土地を取得した日前1年以内に当該土地に隣接する土地を取得した際、条例第56条第6項の自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅用の土地の減額申告をしていたことの有無				有 無 ( 有の場合 土地の課税番号 年度第 号 )
耐震基準不適合既存住宅を取得し、耐震改修を行った者の居住の有無				有 無
申請金額算出の根拠	土地の価格		(A)	円
	土地1平方メートル当たりの価格		(B)	円
	住宅の床面積 平方メートル×2	(一戸につき200平方メートルを超えるときは、200平方メートルとする。)	(C)	平方メートル
	(B)×(C)		(D)	円
	1,500,000円又は(D) (いずれか高い方)		(E)	円
	税率		(F)	$\frac{3}{100}$
減額する額(E)×(F)			円	
添付書類				
1 当該住宅につき耐震改修を行ったことを証明するに足りる書類 (耐震改修工事請負契約書、建築基準法の規定による確認済証及び検査済証の写し等)				
2 当該住宅の耐震基準適合証明書				
3 当該住宅を取得した者の自己の居住の用に供することを証明するに足りる書類				
4 当該住宅の登記事項証明書等				
5 当該住宅の譲渡契約書の写し等				

様式第42号4ページの部6を同部7とし、同部5を同部6とし、同部4を同部5とし、同様式5ページの部10中「改修工事着工」を「住宅性能向上改修工事着工」に、「改修工事完了」を「住宅性能向上改修工事完了」に、「改修工事」を「住宅性能向上改修工事」に、「改修工事に」を「住宅性能向上改修工事」に、「改修



工事請負契約書」を「住宅性能向上改修工事請負契約書」に、「5 住宅性能向上改修住宅」を「5 当該住宅性能向上改修住宅」に改め、「(日本工業規格A列4番)」を削り、同部10を同部11とし、同部7から同部9までを同部8から同部10までとし、同部に次のように加える。

12 宅地建物取引業者において住宅性能向上改修住宅として自己の居住の用に供する個人に譲渡した改修工事対象住宅用の土地の取得

改修工事対象住宅	家屋番号	種類	構造	床面積	平方メートル
				1階.....	
				1階以外.....	
				計.....	
	登記 番号 第 号	取得の原因	贈与	建物の所有の形態	
	登記 取得	年 月 日	年 月 日	区分所有	
		年 月 日	年 月 日	非区分所有	
	土地の取得			年	月 日
	改修工事対象住宅の取得			年	月 日
	改修工事対象住宅の住宅性能向上改修工事着工			年	月 日
	改修工事対象住宅の住宅性能向上改修工事完了			年	月 日
	住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地の譲渡			年	月 日
	住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を譲り受けた個人の譲受け後の住宅性能向上改修住宅への居住の有無			有	無
申請金額算出の根拠	土地の価格	(A)	円		
	土地1平方メートル当たりの価格	(B)	円		
	住宅の床面積 平方メートル×2	〔一戸につき200平方メートルを超える〕 ときは、200平方メートルとする。 (C)		平方メートル	
	(B)×(C)	(D)	円		
	1,500,000円又は(D) (いずれか高い方)	(E)	円		
	税率	(F)	$\frac{3}{100}$		
	減額する額(E)×(F)		円		

## 添付書類

- 1 当該改修工事対象住宅につき住宅性能向上改修工事を行ったこと及び当該住宅性能向上改修工事に要した費用の額を証明するに足りる書類（住宅性能向上改修工事請負契約書（費用の明細が記載された書類を含む。）及び領収証書の写し等）
- 2 当該住宅性能向上改修住宅の床面積及び新築された年月日を証明するに足りる書類（登記事項証明書等）
- 3 当該住宅性能向上改修住宅の耐震基準適合証明書（当該住宅性能向上改修住宅が昭和57年1月1日前に新築されたものである場合に限る。）
- 4 当該住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に譲渡したこと及び当該譲渡の対価の額を証明するに足りる書類（譲渡契約書の写し等）
- 5 当該住宅性能向上改修住宅を個人が自己の居住の用に供することを証明するに足りる書類（当該個人が当該住宅性能向上改修住宅につき登録免許税の軽減措置を受けるために交付を受けた住宅用家屋証明書の写し等）

（日本工業規格 A列4番）

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第9項第1号ウの改正規定は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第 号）の施行の日から施行する。  
（軽油引取税に関する経過措置）
- 2 改正後の兵庫県税条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第29条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号。以下「所得税法等改正法」という。）第10条の規定による廃止前の国税犯則取締法（明治33年法律第67号。以下「廃止前国税犯則取締法」という。）第14条第1項の規定による通告処分は所得税法等改正法第8条の規定による改正後の国税通則法（昭和37年法律第66号）第157条第1項の規定による通告処分と、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）において準用する廃止前国税犯則取締法第14条第1項の規定による通告処分は改正法第2条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第22条の28第1項の規定による通告処分とみなす。
- 3 改正後の規則第30条（第11号に係る部分に限る。）及び第32条の2（第11号に係る部分に限る。）の規定の適用については、旧法第144条の54において準用する廃止前国税犯則取締法第14条第1項の規定による通告処分は、新法第22条の28第1項の規定による通告処分とみなす。